広報あみ
人と自然が織りなす、輝くまち
2024 No.758 5
令和６年４月26日発行

あみさくらまつり2024

広報あみ 5

2024
No.758

人口と世帯

総人口	49,981 人	(－66)
男　性	24,933 人	(－33)
女　性	25,048 人	(－33)
世帯数	21,892 世帯	(　26)

4 月 1 日現在、常住人口ベース
※（　）内は前月比、総務課調べ

町ホームページ情報発信中！

町公式ホームページにおいて町の情報を発信しています。

防災行政無線フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます（通話料は無料です）。

☎0120-131-813

あみメール登録お願いします

スマートフォン等で
t-ami@sg-p.jp まで空メールを送信していただくか、右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。

公式 X　YouTube　LINE 情報発信中！

町公式 YouTube チャンネル、町公式 X、町公式 LINE においても町の情報を発信しています。

▼公式 X　▼YouTube　▼ LINE

主な内容

「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現を目指して … 4

令和 6 年度 阿見町の予算 … 6

阿見町ＳＤＧｓオリジナルロゴマーク 結果発表 … 9

「阿見町政策実現プラン」の進捗状況を公表します！ … 10

まちの魅力再発見 あみっぺが行く

地震対策どうしてる？ … 12

今月の表紙

4 月 7 日、ふれあいの道（阿見町総合保健福祉会館脇 時計塔広場）において、桜の花が満開のなか「あみさくらまつり 2024」が開催されました。

「オトナもコドモもココロ躍る、舞心＆美味の祭典」と題し、阿見町商工会青年部が運営を担い、県南商工会青年部の出店が並びました。ステージでは、ダンスパフォーマンスや歌謡ショーなどが会場を盛り上げました。

また、商工会青年部による「あみちゃんこ」やビンゴゲーム、商工会会員の模擬店、二所ノ関部屋力士のサイン会など、たくさんの催し物が企画され多くの来場者でにぎわいました。

令和初の市誕生に向けて！

第4回　市になると何が変わる？（その2）

前回は、町から市になることで、住所や税金といった広く皆さんの生活に関係のあることについてお知らせしました。第4回では、福祉、選挙、議会の行政制度がどう変わるのか、現時点で明らかになっている主なものをお知らせします。

福祉行政

町との大きな違いとしては、福祉事務所の設置などが挙げられ、現在、県が行っている各種事務の一部を、市が直接担うことになります。

こうした権限の強化を活かして、迅速できめ細かな対応を行うことで、より充実した行政サービスを提供することができます。

なお、こうした事務を担うために、新たな施設を整備する必要はなく、福祉担当の部署に窓口を設け、社会福祉主事などの専門職員を配置することで対応することができます。

区分	項　目
担当部署の設置など	福祉事務所の設置
	社会福祉主事の配置
	家庭児童相談室の設置
	母子・父子自立支援員の配置
新たに行う事務など	生活保護に関する事務
	特別児童扶養手当に関する事務
	障害児福祉手当に関する事務
	特別障害者手当に関する事務
	経過的福祉手当に関する事務
	児童扶養手当に関する事務
	母子生活支援施設への入所、保護の実施
	助産施設への入所、助産の実施

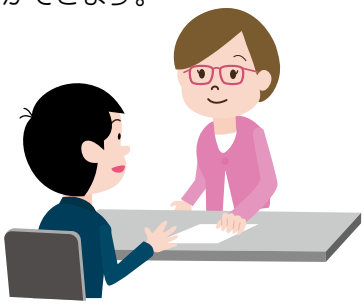

選挙制度

首長や議員の選挙におけるルールの一部が変更になります。

	町長選挙	市長選挙	町議会議員選挙	市議会議員選挙
選挙に立候補する場合の供託金	50 万円	100 万円	15 万円	30 万円
選挙が行われることを告示する日	選挙の日の少なくとも		選挙の日の少なくとも	
	5 日前まで	7 日前まで	5 日前まで	7 日前まで
選挙運動のために使用できる葉書等の枚数	葉書 2,500 枚 ビラ 5,000 枚	葉書　8,000 枚 ビラ 16,000 枚	葉書　800 枚 ビラ 1,600 枚	葉書 2,000 枚 ビラ 4,000 枚

議会制度

議会には町の意思を決定する機関として様々な議決事項がありますが、市になるとその一部が変更になります。また、議会を招集する告示のタイミングも変わります。

		町	市
議決を必要とする事項	契約の締結	5,000 万円以上	1 億 5,000 万円以上
	財産の取得等	700 万円以上	2,000 万円以上
議会招集の告示日		議会開会日の	
		3日前までに告示	7 日前までに告示

広報に載せた情報はホームページでまとめています。

次号は市になると何が変わる？（その 3）についてお知らせする予定です。

令和6年度の主な施策と予算

「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現を目指して

第7次総合計画　2024-2028

令和６年阿見町議会第１回定例会が２月21日から３月８日までの会期で開催され、総額361億3,200万円の令和６年度予算案を含め27議案が可決されました。今月号では、定例会で町長が述べた施政方針と新年度予算の概要についてお知らせします。

1. はじめに

今般の石川県能登地方を震源とする大規模な地震により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、これまで3年余りにわたって、町民生活や地域経済に大きな影響を与えてきたコロナ禍が収束しつつある中、国際情勢の混乱を要因としたエネルギー価格の上昇をはじめとした物価高騰と円安の進行は、いまだに大きな影響を与えています。

その一方で、政府は、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと脱炭素やデジタル化などへの投資拡大によって、消費と投資の循環に繋げる動きを生み出すことで、社会を新しい段階へと進めようとしています。

こうした中、本町においては、大変喜ばしいことに、昨年10月30日に常住人口が初めて５万人を突破いたしました。

全国の多くの自治体の人口が減少する中にあって、本町の人口の増加が続いている理由としては、18歳までの医療費無料化などの子育て世代を支援する施策を積極的に進めてきたこと、また、荒川本郷地区をはじめとした良好な住環境の創出を着実に進めてきたことで、若い世代を中心とした転入が増加していることが挙げられます。

さらには、町民参画と自治意識の向上を図りながら、町民の声を第一に、町民の皆様とともに、地域力の向上に取り組んできたことも、その成果の一因として現れてきているのではないかと考えております。

令和６年度から始まる第７次総合計画では、新しい段階へと歩み始めた社会への対応、市制を見据えた取組を、SDGsを原動力として力強く推進していくことにより、“住んでいる人の心はまちへの想いであふれ　誰にとっても自慢のまち、みんなが誇りを持って　住みたい、住み続けたいまち”になっているようにとの想いを込め、「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」を10年後のまちの姿としました。

若い世代が安心して子育てができ、阿見町で生まれ育った子どもたちが「ふるさと」への想いと誇りを持って、将来にわたって住み続けてくれる、こうした好循環が、これからの持続可能なまちづくりには不可欠だと感じています。

2. 令和6年度の主な施策

第7次総合計画前期基本計画全体をリードしていく政策目標である「5万人都市にふさわしいまちづくり」を力強く推進するための三つのリーディングプロジェクトに関する施策を中心に、その概要をご説明いたします。

施政方針の全文は町ホームページでご覧いただけます。→

若者・子育て世代に選ばれる5万人都市プロジェクト

妊娠から出産・子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援、子育てと仕事が両立できる環境づくり、職住近接によるワークライフバランスの実現など、安心して子どもを産み育てることができ、次世代を担う若者に選ばれる取組を推進してまいります。

- ●子育て世代の交流の場となる（仮称）子育て支援総合センターの建設準備
- ●本郷小学校放課後児童クラブの建設および本郷小学校の校舎を増築し、教育環境を向上
- ●不登校対策指導員を中学校に加え、小学校2校へ新規配置
- ●「市制施行準備室」を新設し、市制施行に必要な準備を推進
- ●妊産婦が出産や通院する際のタクシー料金の負担軽減を新たに実施
- ●小・中学校それぞれ1校にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進
- ●民間プール施設の活用による水泳授業時間の確保
- ●市にふさわしい組織体制の見直しや行政経営の効率化を推進

人とまちへの誇り・愛着が育つ共生都市プロジェクト

多世代交流など人々が地域とつながり、地域力が高まる取組を推進するとともに、世代を超えて守り培われてきた貴重な自然・風土、予科練をはじめとした歴史・文化の魅力を内外に積極的に発信していくことで、まちへの誇りと愛着、平和への想いを育み、誰もが社会に参画し活躍できる取組を進めてまいります。

- ●発刊から40年が経過している「阿見町史」の編さん作業を開始
- ●霞ヶ浦りんりんロードの安全性の向上と、サイクリストを呼び込む観光振興施策の実施
- ●予科練平和記念館の開館15周年事業として企画展を実施
- ●阿見町固有の伝統芸能を継承するため、記録映像の撮影・公開
- ●町の魅力を内外に発信するために「広報・シティプロモーション戦略」を策定
- ●全町を挙げたSDGsの取組を推進

暮らし続けることのできる持続可能な都市プロジェクト

これまで進めてきた協働の取組の深化を図りながら、地域福祉や防災・防犯対策の充実、地球環境保全の推進など、住み慣れた地域の安全性と住みやすさが向上し、お互いを思いやり、支え合いながら安心して暮らせる取組を推進してまいります。

- ●まちづくりの中心的な担い手として活躍できる機会の充実
- ●基幹相談支援センターを設置し、相談体制を強化
- ●すべての行政区における地区防災計画の策定を推進
- ●住民票の交付手数料などの一部の手数料の支払いに、キャッシュレス決済を導入
- ●ごみ集積所までごみを出すことが困難な方へ、ごみ出し支援を新規実施
- ●町民体育館の空調の新設と大規模改修を実施し、スポーツ環境を改善
- ●ごみの減量化を全町的な取組として推進
- ●BPRやAI-OCRの本格導入による、行政のデジタル化と業務の効率化の推進

3.結びに

本町は、令和７年の国勢調査の結果で人口5万人を超えると、単独で市となるための人口要件を満たすことになり、最短では、令和8年度中の市制施行の可能性があります。

町民の皆様の命と暮らしを守る災害に強いまちづくり、未来を見据えた笑顔と活力があふれるまちづくりを力強く推進するとともに、その原動力となる人財育成にも力を入れ、市にふさわしい「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現に向け、私はもとより、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

令和６年２月　阿見町長　千葉　繁

令和6年度 阿見町の予算

令和6年度の阿見町の予算が決まりました。予算総額361億3,200万円、対前年度比9.1％増で、過去最高の予算額となっております。会計ごとの額や前年度と比較した増減、一般会計の歳入・歳出の内訳、主要事業などについてお知らせいたします。

会　　計	令和６年度	令和５年度	増減額	増減率
一般会計	211億4,400万円	188億2,400万円	23億2,000万円	12.3%
特別会計	102億2,100万円	96億9,000万円	5億3,100万円	5.5%
国民健康保険特別会計	50億円	49億1,100万円	8,900万円	1.8%
介護保険特別会計	40億円	36億4,300万円	3億5,700万円	9.8%
後期高齢者医療特別会計	12億2,100万円	11億3,600万円	8,500万円	7.5%
企業会計	47億6,700万円	45億9,000万円	1億7,700万円	3.9%
水道事業会計	19億3,200万円	18億6,000万円	7,200万円	3.9%
下水道事業会計	28億3,500万円	27億3,000万円	1億500万円	3.8%
公共下水道事業	25億9,700万円	24億7,300万円	1億2,400万円	5.0%
農業集落排水事業	2億3,800万円	2億5,700万円	▲1,900万円	▲7.4%
全会計合計	361億3,200万円	331億400万円	30億2,800万円	9.1%

※企業会計は、収益的支出と資本的支出を合算した歳出予算額　※▲はマイナスを意味する

一般会計歳入

区　　分	令和６年度	増減率
①町税	87億6,736万円	4.7%
②譲与税・交付金	17億7,529万円	※ 0.0%
③地方交付税	10億　　円	14.9%
④分担金・負担金	1億6,411万円	▲6.7%
⑤使用料・手数料	2億2,877万円	1.2%
⑥国県支出金	43億9,762万円	13.0%
⑦繰入金	13億8,554万円	41.6%
⑧町債	22億4,090万円	115.5%
⑨その他	11億8,441万円	▲20.9%
歳入合計	211億4,400万円	12.3%

※譲与税・交付金は四捨五入の端数調整により増減率0.0になっており、実際は0.03%減少しています

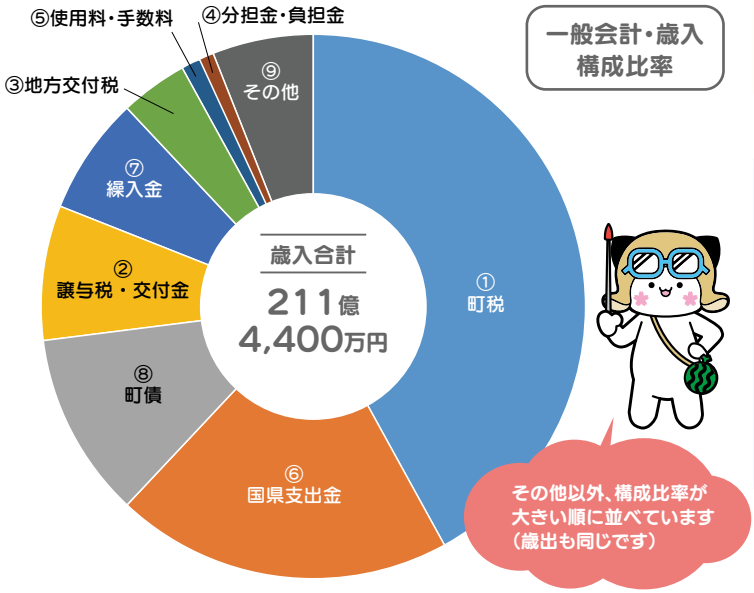

《歳入の説明》

①町　税
個人・法人町民税、固定資産税など

②譲与税・交付金
国税・県税の一定割合が市町村に交付されるもの

③地方交付税
財政状況に応じて国から交付されるもの

④分担金・負担金
事業の経費の一部を受益者が負担するもの

⑤使用料・手数料
施設使用料や住民票の発行手数料など

⑥国県支出金
特定の事業を行うために国・県から交付されるもの

⑦繰入金
基金から一般会計に繰り入れるもの

⑧町　債
事業費の一部を政府や金融機関から借り入れるもの

⑨その他
寄附金や繰越金などその他の収入

《歳入の主な増減》

町税（3億9,700万円の増）
個人町民税や固定資産税の増収見込みによるものです

地方交付税（1億3,000万円の増）
人口増や社会保障費の増などにより、算定基準である基準財政需要額が増加し、普通交付税が増加する見込みです

町債（12億100万円の増）
中央公民館や朝日中学校の長寿命化改修工事の財源とするための起債額の増加によるものです

※構成比率は、項目ごとに四捨五入で記載しているため、合計が合わない場合があります。

一般会計歳出

区　　分	令和６年度	増減率
①総務費	20億9,148万円	12.5%
②民生費	78億3,596万円	16.8%
③衛生費	14億9,728万円	▲5.3%
④農林水産業費	3億7,368万円	8.8%
⑤商工費	2億7,353万円	▲27.7%
⑥土木費	23億4,483万円	▲5.4%
⑦消防費	7億7,477万円	6.6%
⑧教育費	40億4,250万円	55.8%
⑨公債費	16億　803万円	▲1.2%
⑩その他	3億　194万円	▲42.5%
歳出合計	211億4,400万円	12.3%

《歳出の説明》

①総務費　戸籍や徴税、選挙や庁舎管理など
②民生費　高齢者や障害者の福祉や子育て支援など
③衛生費　保健衛生や環境保全、ごみ処理など
④農林水産業費　農林水産業の振興など
⑤商工費　商工業や観光の振興など
⑥土木費　道路や公園、町営住宅などの整備や維持管理など
⑦消防費　消防や救急など
⑧教育費　学校施設や公民館、図書館の運営・維持管理など
⑨公債費　町債の返済に係る元金・利子
⑩その他　議会運営のための議会費や基金積立金など

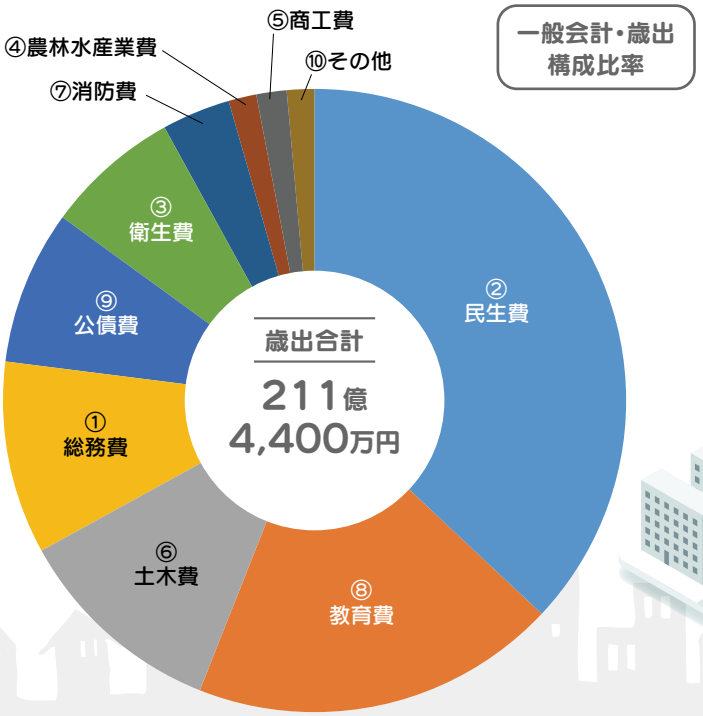

《歳出の主な増減》

教育費（14億4,700万円の増）
中央公民館や朝日中学校の長寿命化改修工事の増などによるものです
民生費（11億2,700万円の増）
本郷小学校児童クラブ整備の増などによるものです
総務費（2億3,300万円の増）
行政情報ネットワークシステムサーバ更改の増などによるものです
土木費（1億3,500万円の減）
曙地区公園整備の減などによるものです

町民一人当たりの町の予算

歳入区分	金　　額	歳出区分	金　　額
①町税	17万5,015円	①総務費	4万1,750円
②譲与税・交付金	3万5,438円	②民生費	15万6,422円
③地方交付税	1万9,962円	③衛生費	2万9,889円
④分担金・負担金	3,276円	④農林水産業費	7,459円
⑤使用料・手数料	4,567円	⑤商工費	5,460円
⑥国県支出金	8万7,786円	⑥土木費	4万6,808円
⑦繰入金	2万7,658円	⑦消防費	1万5,466円
⑧町債	4万4,733円	⑧教育費	8万　697円
⑨その他	2万3,643円	⑨公債費	3万2,100円
		⑩その他	6,027円
計	42万2,078円	計	42万2,078円

※令和6年2月1日常住人口50,095人で算出

②民生費
福祉の充実に
15万6,422円

③衛生費
保健衛生やごみ処理に
2万9,889円

⑧教育費
小中学校や生涯学習に
8万697円

令和6年度 主要事業

本年度に実施する新規事業など、主な事業を「阿見町第7次総合計画」に定める7つのまちづくりの基本目標に分けて紹介します。

1. ふれあいあふれる協働のまちづくり

地域予算制度　1,286万円

「地域づくり会議」を開催して地域のことを話し合い、地域のことを考える自治意識が根付くことを目指します。【町民活動課】

町民討議会事業　97万円

「町民討議会」を開催し、広く町民の方の意見を聴くとともに、地域のリーダー発掘と育成につなげます。【町民活動課】

2. 人に寄り添うまちづくり

妊産婦タクシー利用費助成事業≪新規≫　30万円

交通手段のない妊産婦や急な陣痛時に家族の協力が難しい妊婦世帯にも、安心して出産を迎えることが出来るよう、妊産婦健診や出産時のタクシー利用に係る費用を助成し、妊産婦の通院負担軽減図ります。【健康づくり課】

帯状疱疹ワクチン接種助成事業≪新規≫1,151万円

帯状疱疹ワクチンの接種費用の負担軽減を目的とし、任意接種として50歳以上の希望者に対して、接種費用の一部助成を実施します。【健康づくり課】

3. 心を育むまちづくり

放課後児童施設整備事業　4億9,355万円

本郷小学校区の児童数増加に伴い、新たに放課後児童クラブ施設の建設を行います。【子ども家庭課】

学校施設長寿命化改修事業　5億9,484万円

「阿見町学校施設長寿命化計画」に基づき、建物の寿命を延ばす長寿命化改修工事を行います。【学校教育課】

中央公民館大規模改修事業　4億3,975万円

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画及び阿見町公共建築物中長期保全計画に基づき、施設の計画的な修繕・改修を行います。【中央公民館】

4. 人と自然を守るまちづくり

不法投棄対策事業　2,258万円

廃棄物の不法投棄や不適正残土の堆積は、安心・安全な町民生活を直接脅かす問題であることから、抑止力を高めるために監視体制の強化を図ります。【廃棄物対策課】

5. 快適でうるおいのあるまちづくり

荒川本郷地区都市計画道路整備事業　5,770万円

荒川本郷地区で未整備となっている都市計画道路を整備することにより、良好なインフラ環境を提供し、荒川本郷地区の更なるまちづくりを推進します。【都市整備課】

都市計画道路寺子・飯倉線整備事業　2億118万円

安全・快適で地域の活性化を促す道路ネットワークを確立するために、都市計画道路の整備を推進します。【都市整備課】

6. 活力ある魅力的なまちづくり

新商品開発支援事業事業　647万円

地元の資源を活用した商品の開発や販路開拓等の取り組みを支援することで、町商業の活性化及び町PRの推進に繋げます。【商工観光課】

町観光協会補助金　1,228万円

阿見町観光振興基本計画の基本方針に基づき、あみ観光協会の事業として、様々な観光施策を推進します。【商工観光課】

7. 未来につながるまちづくり

あみメール登録推進事業　419万円

特産品PRを兼ねた登録推進キャンペーンを実施し、利用者の利便性をさらに高めるため、町公式LINEを活用し、道路の破損や公園遊具の破損などを通報する機能による情報取得のほか、防災やゴミ出し等のきめ細やかな情報の発信を行います。【秘書広聴課】

二所ノ関部屋連携推進事業　563万円

大相撲の「二所ノ関部屋」との連携・支援について、全庁的に様々な分野で効果的な連携・支援の推進を図り、全国へ町をPRし知名度の向上を図ります。【秘書広聴課】

市制施行推進事業≪新規≫　800万円

令和7年の国勢調査後の円滑な市制施行に向けて、町民理解の促進や機運醸成を図るとともに、必要な要件や手続き、権限移譲等の準備を進めます。【政策企画課】

問い合わせ：財政課　☎888-1111（内線222・719）

結果発表 阿見町SDGsオリジナルロゴマーク

町民の皆さんと一緒にSDGsをさらに推進していくため、阿見町オリジナル18番目のロゴマークを募集しました。町内外から応募のあった35作品について、一次審査を経て、町民投票で入賞作品が決定しました。最優秀賞の作品については、今後の阿見町SDGs推進のシンボルとして、あらゆる場面で活用していきます。

最優秀賞

18 時代の先を見据えよう
SDGs AMI

大阪府 松原市
徳平 加寿也さん

作者コメント

「Ami（阿見）」の「A」をSDGsの17色で表現し、それを組み合わせて18番目の「A」をつくりシンボル化。その形状は町から望む名峰「筑波山」を表しています。SDGsを推進していくため、取り組みの象徴となる阿見町のロゴマーク（18番目のアイコン）をデザインしました。

町民投票で1位だった作品だよ！
阿見町にふさわしい素晴らしいデザインだね！

優秀賞（3作品）

SDGs 阿見町

山形県東村山郡 山辺町
菅野 薫さん

作者コメント

町民の方々が愛着と誇りの持てる「予科練平和記念館」がモチーフで、関係の方々も一目見れば阿見町を連想できるようなデザインにしました。時代の先を見据え、このまちを後世につなぎ発展していく思いを赤い「折り鶴」に込めています。

このまちを後世につなぐ
阿見町 SDGs

大阪府 大阪市
福添 歩美さん

作者コメント

「阿見町SDGs」のロゴマークデザインで、阿見町の豊かで美しい自然環境を後世につなぐ。「SDGs精神」を住民の皆様と共に守りたいものです。

愛着と誇りの
持てるまちに

茨城県 牛久市
奥山 美希子さん

作者コメント

阿見町の鳥のウグイスをモチーフに18色の色を使いカラフルに愛着が持てるデザインにしました。

どの作品も素敵だね！

SDGsの17の目標はこちらから

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

町の取り組みはこちらから

【お問い合わせ】 町長公室 政策企画課 ☎ 888-1111（内線291）

「阿見町政策実現プラン」の進捗状況を公表します！

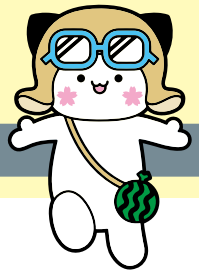

■ 問い合わせ　政策企画課　888-1111（291）

「阿見町政策実現プラン」とは

町長の第2期政策公約を実現するための具体的な事業内容と、その達成・進捗状況等を、町民の皆さまに分かりやすくお知らせしていくために、「政策実現プラン」として取りまとめ、定期的に更新しながら公表するものです。

政策実現プランの構成と期間

「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を実現するための12項目60の政策公約に、全ての公約に深く関わる「SDGs の推進」を上位に置いた構成です。期間は町長2期目の任期となる令和4年度から令和7年度までです。

全体像と現時点での進捗状況

2 年が経過した令和 5 年度末時点で、24 事業が達成済となっています。

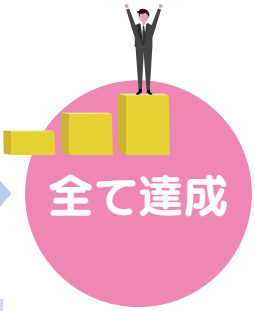

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
序　盤	中　盤		終　盤

達成済み	24 事業
50% 以上進捗	49 事業
達成・進捗率	73.9%

令和 5 年度から開始した事業（主なもの）

＼子育て支援アプリの導入／

＼高校生会／

＼あみ未来塾／

政策公約一覧

新規 第２期から新たに実施する事業　拡充 第１期から実施してきた取り組みを、さらに拡張・充実させる事業

区分	公約名		達成率
	0.SDGsの推進	新規	達成済み
広聴広報	1.町長と語る会の推進	拡充	40%
	2.町民討議会の開催	拡充	50%
	3.二所ノ関部屋との連携	拡充	55%
	4.プロモーション事業の拡充	拡充	28%
	5.あみメールの登録促進	拡充	達成済み
財政ＩＴ化	6.基金積立ての推進	新規	65%
	7.ふるさと納税の拡充	拡充	69%
	8.地域予算の拡充	拡充	達成済み
	9.ＤＸの推進	新規	80%
	10.テレワークの推進	拡充	60%
子育て	11.子育て支援総合センターの建設	新規	40%
	12.第3子からの誕生祝い金(20万円)	新規	達成済み
	13.子育て支援アプリの導入	新規	達成済み
	14.待機児童ゼロ	拡充	達成済み
	15.放課後児童クラブの拡充	拡充	50%
人材育成	16.高校生会の新設	新規	達成済み
	17.あみ未来塾の創設	新規	達成済み
	18.人材育成基金の有効活用	拡充	50%
学校教育	19.中学校新入生へのお祝い事業	新規	達成済み
	20.中学校1校へエレベーターの設置	新規	50%
	21.通学区域の再検討		達成済み
	22.英語教育の推進	新規	達成済み
	23.読書意欲の向上	拡充	65%
	24.給食費第2子以上の無料化	拡充	15%
	25.いじめ・不登校の根絶	拡充	達成済み
	26.小学校教室等のＬＥＤ化	新規	達成済み
	27.教職員の働き方改革推進	拡充	達成済み
文化	28.町史の編纂	拡充	32%
	29.戦跡の保全	新規	30%
	30.伝統芸能の継承	新規	28%

区分	公約名		達成率
健康	31.総合保健福祉会館さわやかセンターの再整備	拡充	達成済み
	32.新型コロナワクチン接種の完結	新規	達成済み
	33.健康づくり事業の推進	拡充	65%
福祉	34.子ども食堂の拡充	拡充	76%
	35.移動販売の拡充	拡充	90%
	36.児童虐待の根絶	新規	達成済み
	37.単身高齢者宅へのエアコン整備補助金の創設	新規	達成済み
	38.障がい者の就労拡充	拡充	60%
	39.シルバー世代の就労拡充	拡充	達成済み
	40.単身高齢者のごみ出し支援	新規	90%
産業	41.特産品の開発と6次産業化	拡充	70%
	42.廃校の利活用	新規	達成済み
	43.牛久阿見IC周辺開発促進	新規	達成済み
	44.公共交通の整備促進	拡充	75%
	45.町内企業と町民の就活支援	拡充	40%
	46.移住・定住の促進	拡充	90%
観光	47.観光協会の法人化	新規	48%
	48.観光事業の推進	拡充	60%
	49.農業体験事業の促進	拡充	30%
環境	50.温室効果ガス排出量の削減	拡充	66%
	51.ごみの減量化	拡充	40%
	52.食品ロスへの取組み強化	拡充	達成済み
	53.ふれあいの森の再整備	新規	60%
	54.環境学習の推進	拡充	達成済み
安心安全	55.自主防災組織の拡充	拡充	35%
	56.県外自治体との災害協定の締結	拡充	90%
	57.土砂災害警戒区域指定の促進	拡充	60%
	58.消防団員の確保と待遇改善	拡充	78%
	59.災害対策用資機材等の整備拡充	拡充	75%
	60.防犯カメラ設置の推進	拡充	達成済み

各公約の達成基準、取組状況と今後の展開については、町公共施設で配布の冊子版または、町ホームページでご案内しています（右の二次元コードからご覧ください）。

まちの魅力再発見
あみっぺが行く

地震対策どうしてる？

こんにちは、あみっぺです！
令和6年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復興をお祈りしています。
今回は、町の防災について調べてみたよ。

町で震度6弱の地震が起こると・・・

阿見町で震度6弱の地震が起こった場合、ライフラインにどんな影響があるのかな。

電力

被災直後は90%が停電。3日後はほとんど復旧。

上下水道

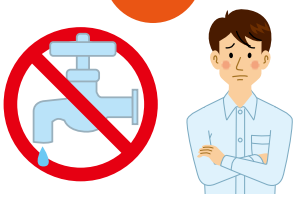

被災直後は95%、1週間後は28%が断水。

避難者

合計2300人
（避難所1400人、避難所外900人）

出典｜茨城県地震被害想定調査詳細報告書

阿見町ではなにを備えているの？

阿見町は、阿見町地域防災計画に基づいて災害対策を行っているんだって。町内19箇所の指定避難所には防災倉庫があり、食料、飲料水、日用品、資機材等を備蓄しているよ。

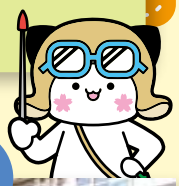

公助 -公的機関による救助・援助-

食料

防災倉庫に1400人×3日分の備え。

飲料水

耐震性貯水槽が阿見小学校にある。※1人当たり3Lで33,000人分

生活用水

防災井戸が各小中学校にある。
※電気がなくても使用できる

電気 各防災倉庫に発電機1台。※最大10時間ほど使用できる

日用品 各防災倉庫に備蓄。　例）トイレットペーパーは18ロールずつ

トイレ 各防災倉庫に災害用マンホール対応トイレ等1基。

ほか　資機材など

みんなにお願いしたい対策

大きな地震で、行政の機能（公助）が不足した時に大切なのは、自助や共助の力だよ！

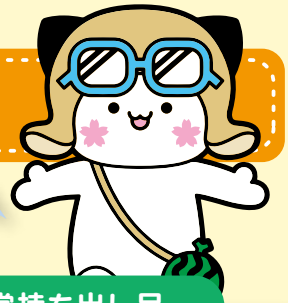

自助 -自分の身は自分で守る-

ライフライン停止への備え

最低でも**3日分**の備蓄品を備える。

例）

飲 料 水｜ 1人1日3リットル

食　　品｜ 調理がいらないもの

生活用水｜ ポリタンクやお風呂に水を入れておく。

そ の 他｜ 衣類、日用品、モバイルバッテリー等

※食料は普段から少し多めに買っておき、消費した分を買い足して一定量を備蓄する。

避難への備え -非常持ち出し品-

避難をするときに持ち出すものを、リュックサックに入れておく。

＼備えがあれば安心！／

共助 -地域で助け合う-

自主防災組織の強化！

自主防災組織は、**自分たちの地域を自分たちで守る**ための組織です。阿見町では、行政区ごとに活動しています。

〇活動内容
- 防災訓練
- 防災資機材の整備
- 地区防災計画の作成
  ※災害時における行政区での行動指針

ご近所さんと顔見知りになることも、共助のきっかけになるよ！
地域のつながりがある人も、いざという時のため、地域の安否確認の方法を確認してみよう！
次は9月号で会おうね！

※まちの魅力再発見「あみっぺがいく」７月号はお休みです。

防災についてさらに詳しく

防災ハンドブック

ハザードマップ

防災倉庫内の備蓄品

※冊子は役場2階防災危機管理課でお配りしています。

あみっぺに取材してほしいこと募集中！

【投稿方法】
はがき、ファクシミリ、メール

【投稿先】
〒300-0392 阿見町中央1-1-1
阿見町役場 広報戦略室
ファクシミリ：029-887-9560
E-MAIL：hishokochoka@town.ami.lg.jp

【記載内容】
取材してほしい内容
氏名
広報紙に掲載する場合のペンネーム（匿名も可）
連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）

※投稿数が多い場合は、掲載できないこともあります。予めご了承ください。

【お問い合わせ】阿見町町長公室　秘書広聴課　広報戦略室　☎029-888-1111（内線298）

木造住宅の耐震診断費・耐震改修費を支援します

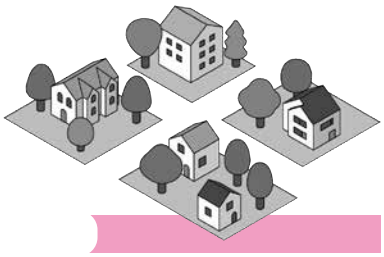

都市計画課　☎888－1111（232）

昭和56年（1981年）5月31日以前に着工し、建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の旧耐震設計基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があります。
阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などで、大きな被害を受けた建物のほとんどが、昭和56年5月以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅でありました。地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、町では一定の要件のもとで補助金を交付します。

補助概要

■補助対象建築物

▼町内に現に存する住宅で、所有者自ら居住している木造住宅であること
▼昭和56年5月31日以前に工事を着工した木造住宅、または昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること
▼在来軸組構法または枠組壁工法による、2階建以下の木造住宅であること
▼延べ床面積が30㎡以上であること
▼併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であること
※上記のほかにも、要件があります。詳細は、都市計画課までお問い合わせください

■補助対象者

上記の木造住宅を居住することを目的に所有し、現にその木造住宅に居住している町内在住者で、町税等を滞納していない人

■支援の内容

区　分	内　　容
❶耐震診断	茨城県木造住宅耐震士認定者名簿に登録された「耐震診断士」を派遣し、住宅の耐震診断を行い、「耐震補強の必要性の有無」を判定します
❷耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評価点（※）が1.0未満の場合に、具体的な改修工事の計画を行い、基礎や壁の補強などの改修工事を行うものです

※大地震の際に建築物に必要とされる耐力（必要耐力）と実際に保有している耐力（保有耐力）の比較より導き出される評価点
※❷の補助申請は、耐震設計および耐震改修工事を併せて実施することで申請できます

	❶耐震診断	❷耐震改修工事	留意事項
補助金額	無料診断	限度額100万円	※予定件数に達し次第、受付を終了します。ご了承ください。
補 助 率	100%	80%	
予定件数	5件	1件	

■募集期間

❶6月3日（月）～6月28日（金）❷6月3日（月）～10月31日（木）　※いずれも土・日・祝日を除く

■申請方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、都市計画課窓口でお申し込ください。制度の詳しい内容については、パンフレットや町ホームページでご覧いただけますが、まずは都市計画課へご相談ください。

■耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください！！

「無料で耐震診断します」などの勧誘や工事契約を迫る「点検商法」の被害が多発しています。
▼木造住宅耐震診断士は「認定証」を必ず携帯しています

令和6年度
第1回

くらしの注意報！！
安全で快適な暮らしのために

●令和５年度の消費生活相談状況●
相談受付件数 356 件

こんな相談がありました

消費者問題のご相談は
お気軽に下記まで

有名ブランド品が格安！！模倣サイトに注文したという相談

事　　例	手口・アドバイス
ネットの広告を見てブランドの洋服を注文し代金を振り込んだ。 商品到着予定日を過ぎても届かない。 メールで問い合わせたが返信はない、他の連絡手段はない。	正規サイトによく似たつくりの模倣サイトに注文したトラブルです。海外を拠点とする事業者の可能性が高く事業者と連絡が取れず被害回復は困難なので注意が必要です。 〈模倣サイトの見分け方〉 ・URL の表記がおかしい　・連絡方法がフリーメールのみ ・価格の大幅な値引き　・不自然な日本語の文章表現 ・代金振込先の名義が個人名義　等

訪問業者と家の修理や工事の契約をしたという相談

事　　例	手口・アドバイス
近所で工事をしていると業者が挨拶に来て「お宅の屋根が壊れている、見てあげる」と言われ見てもらった。早く屋根工事をした方がいいと言われ、不安になり契約をした。	突然訪問してくる業者には要注意。不安を煽られても業者の言いなりどおり契約しないで下さい。 万が一契約してしまった場合でも、訪問販売のため、クーリング・オフで解約が可能です。

有名企業から不審なメールが届いたという相談

事　　例	手口・アドバイス
スマートフォンやパソコンに届くフィッシングメール 《重要》〇〇カードから緊急メール 本人確認が急務な取引が発生し緊急の対応が必要になりました。お客様のカード利用を制限しました。以下のリンクにアクセスしカード利用を確認下さい。	実在する有名企業をかたるフィッシングメール クレジット会社、銀行、宅配業者、国税庁、大手通販サイト、携帯電話会社等　様々なところから偽メールが届きます。 ・緊急や重要とあってもあわてない ・安易にアクセスして大切な個人情報を入力しない 入力したと気づいた時はすぐに ID、パスワード、暗証番号等を変更し、クレジット会社や金融機関に連絡しましょう。

消費生活センターが３階に移設しました

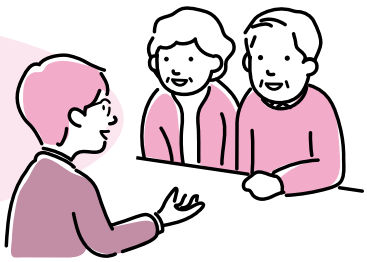

問い合わせ：▼町消費生活センター　☎ 888-1871（ファクシミリ兼用 / 月～金曜日）
午前９時～午後４時　※土・日・祝日は消費者ホットライン 188
▼商工観光課　☎ 888-1111（内線 375）

国民年金保険料の額と納め方

国保年金課国民年金係 TEL .888-1111（内線 136・137）

対象の方

国民年金に加入している 20 歳から 60 歳未満の方や任意加入している方

保険料を未納にすると、生活の支えとなる年金が受けられなくなる場合もあります。忘れることなく納めましょう。

保険料の額

▼保　険　料：令和６年度は月額 16, ９80 円

▼付加保険料：月額 400 円

付加保険料を納付すると、200 円×付加保険料納付済月数で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます。

※納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

保険料の納め方

❶納付書（現金）で納付

日本年金機構から送付された納付書で、銀行・ゆうちょ銀行・農協・漁協・信用組合・信用金庫・労働金庫・コンビニエンスストア等で納めることができます（役場・出張所では取り扱いできません）。

❷口座振替で納付

口座振替なら納付書（現金）で納めるより割引きが多くお得です。

▼毎月振替は２種類

▽早割（当月末振替）：月々60 円割引（例：４月分の保険料を４月末日に振替）

▽通常（翌月末振替）：割引なし（例：４月分の保険料を５月末日に振替）

【口座振替手続きに必要なもの】

①運転免許証など本人確認ができるもの

②基礎年金番号のわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書等）

③通帳またはキャッシュカード　④金融機関届出印

【手続きは】金融機関（ゆうちょ銀行含む）窓口、年金事務所、町国保年金課

❸その他

電子納付やクレジットカード、スマートフォン決済アプリを利用した納付もできます。

口座振替で前納するのがお得です

その年度の一定期間の保険料を前もって納める（前納）と、保険料が割引されてお得です。

	１カ月分	６カ月分	１年分	２年分
現金・クレジットカード支払い（月々）	16,980 円	101,880 円	203,760 円	413,880 円
現金・クレジットカード支払い（前納）【割引額】	－	101,050 円【830 円】	200,140 円【3,620 円】	398,590 円【15,290 円】
口座振替（早割）【割引額】	16,920 円【60 円】	－	－	－
口座振替（前納）【割引額】	－	100,720 円【1,160 円】	199,490 円【4,270 円】	397,290 円【16,590 円】

※納めていない期間の保険料は、納付期限から２年経過すると時効により納められなくなります。
※時期により前納できる期間に制限があります。

詳しくは土浦年金事務所にお問い合わせください　☎ 029-825-1170

食品ロス削減推進計画を策定しました

食品ロスは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことで、国内では年間約500万トン発生していると推測されていて、国民1人あたりに換算すると1日約100ｇ（お茶碗1杯分のご飯の量）の食品ロスが発生していることになります。

国では、食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減（547万トンを273万トンに半減）する目標を定め、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携した国民運動として食品ロスの削減を進めることとしています。

町では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、食品ロス削減に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「阿見町食品ロス削減推進計画」を策定しました。

食品ロス削減を効果的に推進していくために、**（1）食品ロス発生状況の把握**、**（2）食品ロス削減のための取り組みの普及啓発**、**（3）町民（消費者）・事業者等との協働・連携**、**（4）食品廃棄物の資源循環**を基本方針とした施策を推進していきます。

町民の皆さまにおきましても、買物のときの「てまえどり」や「必要な量だけ購入」して「食べきる」、「食材を上手に使いきる」、「食べきれる量を作る」等家庭でできる食品ロス削減にご協力をお願いします。

阿見町食品ロス削減推進計画（ホームページにて公表）
https://www.town.ami.lg.jp/0000012802.htm

主な推進施策

1 食品ロス発生状況の把握

霞クリーンセンターの可燃ごみに含まれる生ごみの割合や学校給食センター、福祉施設等から排出される食品量を把握します。

2 食品ロス削減のための取り組みの普及啓発

ホームページや広報誌等により「茨城県エコレシピガイドブック」、「いばらき食べきり協力店」、「きずなBOX」等関連する取り組みを案内します。

3 町民（消費者）・事業者等との協働・連携

フードバンク茨城と連携して、「きずなBOX」を設置します。（総合保健福祉会館、本郷ふれあいセンターに設置済み）

4 食品廃棄物の資源循環

生ごみ処理容器等購入費に補助金を交付し、生ごみの堆肥化を推進します。

軽自動車税（種別割）減免手続き・税率

問い合わせ　税務課☎ 888 － 1111（152）

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けられる制度があります。

■障害者減免

身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

▼対象となる障害等級

❶身体障害者手帳　下記の表をご参照ください
❷戦傷病者手帳　税務課にお問い合わせください
❸精神障害者保健福祉手帳　障害等級が１級のうち、自立支援医療受給者証（精神通院）または医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
❹療育手帳　判定がⒶまたはA

▼対象となる運転者

❶障害者本人
❷障害者と生計を一にする人（同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等）
❸障害者のために、週３日以上常時介護している人（障害者のみ世帯または 70 歳以上の人（もしくは未成年）と障害者のみで構成する世帯が対象

※減免申請できるのは障害者ひとりにつき、普通自動車を含めて一台に限ります
※法人名義・リース・営業用（黒ナンバー）の車両は、減免の対象とはなりません
※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」・「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途軽自動車（8 ナンバー車）

■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両

※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません

■申請受付期間

納税通知書（５月中旬発送予定）が届いてから、納期限【５月 31 日（金）】までです。軽自動車税（種別割）納税通知書（原本）・障害者手帳など（原本）・車検証（コピー可）・運転する人の運転免許証（コピー可）・納税義務者の本人確認書類（個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード）をお持ちください。

※減免申請前に納付された場合には、減免申請を行うことはできません。また減免は自動更新ではありません。毎年申請が必要です

対象となる身体障害の程度

障　害　の　区　分		障害の級数（程度）
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合（合併）等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢６級」であっても、これを個別に判断すると下肢７級・上肢７級となる場合は、減免となりません

■軽自動車（四輪以上および三輪）

❶平成 27 年 3 月 31 日以前に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成 27 年度以降も改正前の税率のままです。ただし、❸に該当し、重課税率になる場合があります

❷平成 27 年 4 月 1 日以降に初度検査（新規登録）を受けた車両は、改正後の税率になります

❸毎年 4 月 1 日現在で初度検査（新規登録）から 13 年を経過した車両は、重課税率になります。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

種　別			❶平成27年3月以前に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正前税率）	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車	
				❷平成27 年4 月以後に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正後税率）	❸初度検査から13 年を経過したもの（重課税率）
軽自動車	乗　用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000 円	3,800円	4,500円
	三輪もの		3,100 円	3,900円	4,600円

■グリーン化特例（軽課税率）

令和 5 年度税制改正により、軽四輪車等のグリーン化特例について、適用期限が令和 5 年 3 月 31 日から 2 年または 3 年間延長されました。対象車は電気自動車等および乗用車（営業用）に限定されます。取得した日の属する年度の翌年度分に限り、税率が軽減されます。

▼新規登録車両の要件

①令和 8 年 3 月 31 日までに初度検査（新規登録）を受けた電気自動車・天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 10%以上低減または平成 30 年度排出ガス規制適合）・燃料電池自動車

②令和 8 年 3 月 31 日までに初度検査（新規登録）を受けた乗用車（営業用）で令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%以上達成車

③令和 7 年 3 月 31 日までに初度検査（新規登録）を受けた乗用車（営業用）で令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%以上達成車

※②・③に該当するガソリン車・ハイブリッド車の場合、いずれも平成 17 年排出ガス規制 75%低減達成車または平成 30 年排出ガス規制 50%低減達成車に限ります

▼特例措置の内容

上記①についてはおおむね 75%軽減
上記②についてはおおむね 50%軽減
上記③についてはおおむね 25%軽減

■原動機付自転車や 125cc 以上のバイク・小型特殊自動車

種　別		税　額
原動機付自転車	50cc（0.6kw）以下のもの （二輪及び三輪以上の特定小型原動機付自転車を含む）	2,000円
	90cc（0.8kw）以下のもの	2,000円
	125cc（1kw）以下のもの	2,400円
	ミニカー20cc（0.25kw）超50cc（0.6kw）以下のもの	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの その他のもの（フォークリフト等）	2,400円 5,900円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの（側車付のものを含む）	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	6,000 円

令和６年６月３日～

帯状疱疹ワクチンの一部助成を開始します

帯状疱疹とは

水痘・帯状疱疹ウイルスの初感染により症状が出たものが水痘（みずぼうそう）です。初感染後、ウイルスは体内の神経節に生涯にわたり潜伏感染し、免疫の低下により再活性化し、皮膚に帯状疱疹が生じることがあります。発症すると、体の片側に水疱を伴う紅斑（赤い発疹）が帯状に広がります。強い痛みを伴うことが多く、紅斑が消えたあとも神経痛が長期にわたり続くことがあります。

帯状疱疹ワクチンについて

ワクチンを接種することで帯状疱疹の発症率低下や重症化予防が期待できます。
帯状疱疹の予防には、50 歳以上の人を対象とした２種類のワクチンがあります。

ワクチンの種類	乾燥弱毒性水痘ワクチン（生ワクチン）	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）
予防効果	約 50%　約５年間持続	90%　10 年以上持続
接種回数	１回	２回 （１回目の接種から２か月後に２回目を接種）
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
助成金額	4,000 円（１回のみ）	10,000 円（×２回）
	※接種費用は医療機関によって異なり助成額を差し引いた金額は自己負担 ※助成はいずれかのワクチンで生涯１度限り	

対象者

・接種日時点で、阿見町に住民登録のある満 50 歳以上の人
・18 歳以上 50 歳未満の人で、疾病又は治療により免疫不全である人、免疫機能が低下した人又は免疫機能が低下する可能性がある人（申請書に医師の署名等が必要となりますので、事前にお問い合わせください）
※他市町村で助成を受けたことがある人は対象外となります。

予診票の交付について

接種を希望する人は、予診票を発行いたしますので、６月３日以降に、健康づくり課窓口までお越しいただくか、町公式ホームページから電子申請をお願いします。

手続きに必要な持ち物

▽ご本人様または同一世帯・同居のご家族が申請する場合
・身分証明書

▽代理者（同一世帯・同居以外のご家族等）が申請する場合
・委任状
・代理者の身分証明書

成人男性の風しん抗体検査・予防接種の無料クーポンをご利用ください！

風しんが流行し妊婦が罹患すると、子どもに先天性風しん症候群（難聴、先天性心疾患、白内障、精神発達遅滞等）を発症することがあります。主に成人男性の風しん抗体価が低いため、早期に風しんを排除することを目標に、国の対策の一環として全国一律に無料クーポン券を配布しています。まだ検査・接種がお済みでない方は、お早めにご利用ください！

▼対象者

昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性

▼有効期間

抗体検査、予防接種ともに　令和 7 年 3 月 31 日まで

▼その他

転入された方で、抗体検査及び予防接種が未実施の場合は健康づくり課までお問合せください。

高齢者肺炎球菌予防接種について

対象の人には 65 歳になる月の前月に予診票と案内をお送りします。

▼対象者

① 65 歳の人で、この予防接種を受けたことのない人

② 60 歳～ 65 歳未満の人で心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により身体障害者手帳 1 級を取得している人で、この予防接種を受けたことのない人

▼助成期間

上記①の人：65 歳の誕生日から、66 歳の誕生日の前日まで

②の人：60 歳の誕生日から、65 歳の誕生日の前日まで

▼助成金額：3,000 円

※接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります。

※助成は生涯 1 度のみで、他市町村で助成を受けたことがある人は対象外となります。

※令和 5 年度の対象の 65 歳の人で、未接種の人は、66 歳の誕生日前日まで助成可能です。助成期間の延長手続きが必要なため、予診票を持って健康づくり課に来館してください。

「こころの体温計」であなたのこころの状態をチェックしてみましょう！

町では広く町民の皆さんに「こころの健康」に関心を持っていただき、メンタルヘルスに関する問題の早期発見・早期治療を推進するため、「こころの体温計」のサービスを提供しています。特に春は新しい生活のスタートを迎える人が多く、大きく生活環境が変わることで、ストレスを感じやすい時期でもあります。

「こころの体温計」で自分のこころの状態をチェックして、深刻な状態になる前に早めの対処を心がけましょう。

『こころの体温計』とは

パソコンや携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。健康状態・人間関係・住環境などに関するいくつかの質問に回答していただくと、水槽の中で泳ぐ赤や黒の金魚、猫など複数のキャラクターが登場し、あなたのストレス度や落ち込み度を表示します。

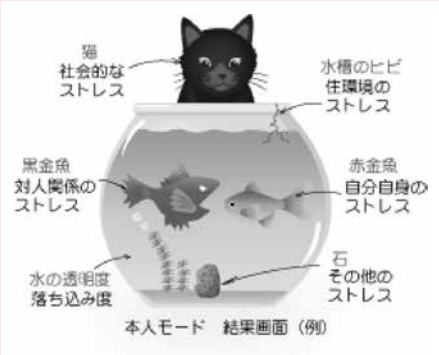

利用方法

パソコン、スマートフォン・携帯電話等から下記の方法でご利用いただけます。

▽パソコンで利用する場合：ホームページ（https://fishbowlindex.jp/ami/）からご利用ください

▽スマートフォン・携帯電話等で利用する場合：右記二次元コードからご利用ください

※町ホームページからもご利用いただけます

二次元コード▲

【問い合わせ】健康づくり課（総合保健福祉会館内）　888-2940

高齢者見守りサポート事業のご案内

これまで実施しておりました「緊急通報体制等整備事業」と「愛の定期便事業」による安否確認を一本化し、令和6年4月1日から「高齢者見守りサポート事業」を開始します。

事業の内容

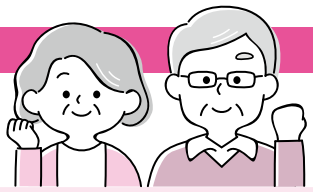

町が委託した事業者の支援センターに連絡できる端末装置とペンダントコール、人感センサーを自宅に貸与します。

○緊急通報システム（固定型または SIM カード内蔵型）

1. 「緊急」ボタンを押すと支援センターにつながります。必要に応じて、あらかじめ登録されている親族等への連絡、救急車の手配をします。
2. 「相談」ボタンを押すと、健康に関することの相談ができます。
3. 24 時間 365 日の見守りサービス。
4. 定期的な安否確認（月 1 回の電話連絡） を行います。

緊急通報装置

固定型

SIM 型

○人感センサー

1. お部屋での動きがないと、支援センターに自動的に通報します。
2. 利用者の生活に合わせた設定で異常を発見します。
3. 異常ありの場合、協力員等が安否を確認します。
4. 外出時にボタンを押す等の操作が不要です。

人感センサー

利用できる人

阿見町に住所を有し、現にお住まいの人で、疾患等の事由により健康に不安があり、見守りを必要とする次のいずれかに該当する人。

○ひとり暮らし高齢者※

○ 75 歳以上の高齢者のみの世帯に属する人であって、当該世帯の構成員を除く人からの見守りがひとり暮らし高齢者と同程度の水準にある人

※ひとり暮らし高齢者とは、65 歳以上の人であって、下記 1 ～ 3 に該当する人になります。

1. 見守る親族等がいない人
2. 見守る親族等と別居（居住する敷地又は隣接敷地に所在する住居以外で生活している）している人
3. 見守る親族等と同居していても、1 日に 8 時間以上ひとりとなる日が 1 週間につき 4 日以上ある人

利用料金

月 253 円（設置料金は発生しません。）

※通信料や電気料は利用者負担になります。

※設置月は無料です。設置している限り負担金をお納めいただきます。また、1 日でも設置している場合、その月の負担金が発生します。日割りはありません。

※お支払いは、NTT 回線をご利用の場合、電話料金と一緒の請求となります。NTT 回線以外をご利用の場合、口座引き落としになります。

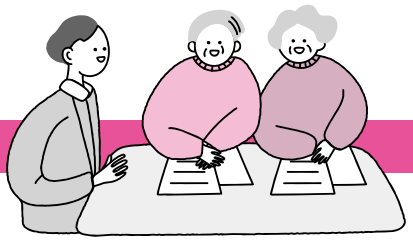

申請の流れ

申請書は町ホームページ又は高齢福祉課窓口にあります。

①相談・申請	申請の際は、本人確認ができる医療保険証（後期高齢者医療保険証）や介護保険者被保険者証、服薬状況の分かるもの（おくすり手帳）の写しをご持参ください。提出頂く書類は下記の３種類です。 **1. 申込書** **2. 状況票**：利用人数に応じ、提出ください。 **3. 承諾書** ※本人の同意があれば、家族や民生委員、ケアマネジャーなど代理の人でも申請を受付けます。
②設置工事	申請書受付後、委託事業者より工事日程調整の連絡があります。
③決定通知書送付	機器設置後、高齢福祉課から決定通知書を送付します。機器自体は設置日から利用できます。

※申請から利用開始まで、１ケ月程度のお時間がかかります。

利用上の注意

- ご利用頂くには何らかの電話回線契約が必要です。
- 固定電話回線がある場合、固定型の設置が優先になります。
- SIMカード内蔵型には、通話機能はありません。通報ボタンを押した際の支援センターからの連絡などは、お手持ちの携帯電話にかかってきます。
- 長期不在となる場合(入院や旅行など)やサービスの利用を中止する場合は、高齢福祉課又は委託事業者までご連絡ください。
- 機器は貸与品になります。サービス利用中止後は、ご返却頂きます。
- 緊急通報装置と人感センサーは、両方セットでの提供となります。片方のみ選択して利用することはできません。

お申込み・お問い合わせ先

保健福祉部　高齢福祉課 高齢福祉係

TEL888-1111（平日8:30～17:15）

地域密着型サービスについて

サービスの概要

地域密着型サービスは、認知症高齢者・単身高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が介護の必要な状態となっても、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

サービスの主な特徴

▽地域密着型サービス事業所の指定及び指導・監督は、市町村が行います。
▽地域密着型サービスの利用者は、原則として事業所が所在する市町村の住民（介護保険の被保険者）のみとなります。
▽利用者の家族や地域の代表者が参加する運営推進会議において、運営状況の報告や意見交換などが行われ、より良い生活が送れるよう話し合いが行われます。

サービスの主な種類

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）で食事・入浴などの介護や支援を受けることができます。要介護１～５の人、要支援２の人が利用できます（要支援１の人は利用できません）。家庭的な雰囲気の中で１ユニット９名以下の少人数での共同生活を営みます。グループホームでは自分でできることは自分で行い、季節の行事やレクリエーション、地域の行事への参加など、さまざまな催しが行われます。町では５事業所（表１：①～⑤）が整備されています。

■小規模多機能型居宅介護

小規模の住宅型の施設で『通い』を中心としながら『訪問』や『宿泊』などを組み合わせ、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。要介護１～５の人、要支援１・２の人が利用できます。「通い」「訪問」「宿泊」等のサービスを利用するときに同じ施設、なじみのスタッフによる対応ができるので、連続性のあるサービスを受けることができます。町では２事業所（表１：⑥⑦）が整備されています。

■看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けることができます。要介護１～５の人が利用できます（要支援１・２の人は利用できません）。町では１事業所（表１：⑧）が整備されています。

■地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを日帰りで受けることができます。要介護１～５の人が利用できます。町では２事業所（表１：⑨⑩）が整備されています。
※デイサービスを利用希望する方は担当のケアマネジャーへご相談ください。

表１：町内の地域密着型サービス提供事業所

種　類	事　業　所　名	所　在　地	電話番号	定員
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	①阿見ケアコミュニティそよ風	うずら野 4-24-5	843-7130	18 人
	②グループホームすみれ	岡崎 2-8-19	887-0086	9 人
	③グループホームつくし	曙 176-3	887-2823	18 人
	④グループホームわかぐり	鈴木 136-3	891-2300	18 人
	⑤グループホーム阿見	若栗 2957-5	889-2767	18 人
小規模多機能型居宅介護	⑥小規模多機能型居宅介護すみれ	岡崎 2-8-19	875-4102	25 人
	⑦小規模多機能居宅介護事業所優愛	中央 5-19-20	893-2588	29 人
看護小規模多機能型居宅介護	⑧看護小規模多機能型居宅介護さくらす	荒川本郷 1854-21	875-6711	29 人
地域密着型通所介護	⑨機能訓練型 デイサービス アルク	中央 5-6-26	888-9611	15 人
	⑩共生型通所介護・生活介護事業所　ままりん	中郷 2-23-9	070-9008-5884	18 人

問い合わせ：高齢福祉課　☎ 888-1111（内線 141・753）

環境を大切に

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！

町内クリーン作戦

町内クリーン作戦の実施

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内）☎889-0091

町では、環境美化の推進のために、５月と11月に年２回の「町内クリーン作戦」を実施しています。今年度の第１回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

▽日　　付　５月26日（日）※雨天予備日　６月２日（日）

５月は関東地方環境美化運動の一環として５月30日（ごみゼロの日）に近い日曜日に実施しています

▽作業内容　▼空き缶・空きビン等のポイ捨てごみの回収▼ごみ集積所の清掃

▽その他　▼開始時間は各行政区によって異なります▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

家庭用使用済み天ぷら油の回収

生活環境課　☎888-1111（174）

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

▽日　　付　５月26日（日）※雨天予備日　６月２日（日）

▽回収手順

①使用済み天ぷら油の天かすなどを取り除く
②使用済み天ぷら油をペットボトル等に入れる
③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
④使用済み天ぷら油を回収缶に移す
⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するか、燃えるごみとして処分してください

▽その他

▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります▼工業用油は回収しません▼回収した天ぷら油は、にわとりの飼料などに再利用されます

『緑のカーテン講習会』参加者募集

ご家庭で作る緑のカーテンは、室内の温度を下げる効果があり地球温暖化対策につながります。

町では、アミエコクラブとの共催により緑のカーテンをご家庭で上手に育てる講習会を開催します。皆さんぜひご参加ください。

▽日　　時　６月１日（土）午前10時から
▽場　　所　本郷ふれあいセンター多目的ホール
▽講　　師　山田　晃太郎　氏
▽募集人数　40人（定員で締切）
▽募集期間　５月７日（火）～５月24日（金）
▽申込方法　下記に電話または直接申し込む
▽その他　　参加者には苗をプレゼントします。
　　苗を入れる袋か箱を持参してください。
▽問合せ　　生活環境課　☎888-1111（173）

子育て支援事業の取り組み

子ども家庭課 TEL.888-1111（117・708）

町内の保育施設

保育施設とは、保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところです。それぞれ開所（園）時間等特色が異なりますので、希望施設を決定する際には事前に見学することをお勧めします。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150 人	生後 8 週～ 5 歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100 人	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	100 人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	130 人	生後 3 か月～ 5 歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	110 人	生後 8 週～ 5 歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	130 人	
阿見きらり保育園		荒川本郷 1902-1	875-8135	150 人	
LIFESCHOOL 阿見		荒川本郷 2066-94	875-6750	150 人	
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	180 人	生後 8 週～ 5 歳
認定こども園 阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	254 人	生後 3 か月～ 5 歳
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	180 人	3 歳～ 5 歳
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19 人	生後 3 か月～ 2 歳
ニチイキッズ あみ保育室		阿見 3962-6	891-0855	19 人	生後 8 週～ 2 歳
キッズハウス にじの森		うずら野 1-34-13	845-7654	12 人	
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-1	090-7946-1263	5 人	生後 6 か月～ 2 歳
にこちゃんランド	家庭的保育事業所（休園中）	阿見 246	070-3996-1647	3 人	生後 6 か月～ 2 歳

※認定こども園の定員には、教育（幼稚園）部分を含みます

病児保育事業

「病児保育事業」とは、保護者等が就労している世帯で児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、児童を病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	中央 3-10-3（東京医科大学茨城医療センター敷地内）
対　　象	保護者等が就労している町内在住または在勤者であって、4 月 1 日現在で生後 6 か月から 6 歳までの未就学児
利用料金	児童 1 人につき 3,000 円　　※昼食・おやつは持参となります
注 意 点	利用する際は、かかりつけ医が乳幼児の病状について記入した「医師連絡票」等の必要書類のご提出がないと利用できません。詳しくは、「たんぽぽ保育室のご利用のしおり」をご参照ください
問 合 せ	たんぽぽ保育室☎ 887-5621

民間保育施設

子どもを預かる時間等は施設で独自に設定しています。申し込みは施設に直接お願いします。

託　児　所	託児所・チャーミー（福田 2404-2）☎ 889-4321
企業主導型	花くじら保育園（荒川本郷 1854-21）☎ 875-7878

一時保育事業

保護者の急病・断続的勤務・冠婚葬祭・育児疲れ等の私的理由などで、一時的に保育が困難となる場合に保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事などで受け入れできない場合があります。ご了承ください。

実施場所	公立保育所・私立保育園・ニチイキッズあみ保育室・キッズハウスにじの森
対　　象	▼公立保育所：町内に住民登録している満１歳以上から就学前までの児童 ▼私立保育園：満１歳から就学前までの児童（阿見きらり保育園：7 か月から、さくら保育園：町民のみ） ▼ニチイキッズあみ保育室：生後２か月から３歳まで ▼キッズハウスにじの森：生後３か月から３歳まで（町内に住民登録していること） ※別途条件を設定している場合もあります
利用料金	児童１人につき１日あたりの料金（食事・おやつ代含む） ▼公立保育所：2,000 円 ※公立保育所以外の施設は、園ごとに料金が異なります。各実施場所にお問い合わせください
申込方法	▼公立保育所▽利用を希望する保育所に電話予約をします（予約は１か月前から可能）▽初回利用の場合は利用の前に面接が必要です▽予約がとれたら子ども家庭課に一時保育申込書を提出します ※公立保育所以外の施設は、各実施場所にお問い合わせください
問 合 せ	各実施場所にお問い合わせください。

病後児保育事業

病後児保育とは、病気やけがの回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・けが・冠婚葬祭等のやむを得ない理由で家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園
対　　象	下記の❶❷のどちらも該当する児童 ❶町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している❷４月２日時点で１歳に到達している
利用料金	児童１人につき 2,000 円
注 意 点	▼病気やけがの状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください ▼利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります ▼病院を受診される前に、実施場所にご確認ください
問 合 せ	各実施場所にお問い合わせください。 ▼阿見ひかり保育園☎ 879-5155　▼さくら保育園☎ 896-3678　▼阿見きらり保育園☎ 875-8135

ファミリーサポートセンター

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

▼サービスの内容

❶保育施設の保育開始前・保育終了後の子どもの預かり
❷保育施設までの送迎（徒歩または公共交通機関を使っての送迎）
❸学校の放課後・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
❹軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話（急性期除く）
❺親等が病気・通院の際の子どもの預かり
❻親が外出の際の子どもの預かり
❼産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
❽その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

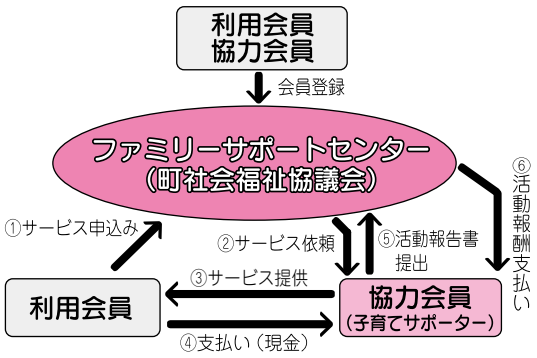

▲ファミリーサポートセンター利用の流れ

▼利用時間および料金

利用時間	午前７時～午後９時
利用料金	１時間あたり 400 円（子ども１人の場合）※延長料金は 30 分未満 200 円、30 分以上は 400 円となります

▼問合せ：町社会福祉協議会ファミリーサポートセンター
（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）☎887-8124

※一時保育事業・病児保育事業・病後児保育事業・ファミリーサポートセンターのご利用にあたっては、一定の要件に該当する場合、無償化の対象になります。ご利用にあたっては下記までお問い合わせください

問い合わせ　子ども家庭課　☎ 888-1111（117・708）

公園・緑地の里親 募集

町では、町民の皆さんや企業との協働により、公園・緑地の美化活動を推進する『公園緑地里親制度』の参加団体を募集しております。

公園緑地里親制度とは

身近な公園・緑地について、地域のニーズにあった愛着のもてるコミュニケーションの場としていくため、町民の皆さんや企業などが『里親』となり、公園・緑地を『養子』に見立ててわが子を育てるように清掃・除草などの活動に取り組んでいただく制度です。

町は、参加団体への美化活動に対する支援として、補助金の交付、保険の加入、看板の設置を行います。

募集内容

活動場所 町が管理する面積 100 ㎡以上の公園・緑地が対象

活動内容 清掃、除草、公園施設の破損等の情報提供、その他公園・緑地の美化活動等に関すること。

応募条件 5 人以上で構成された地域住民団体または企業団体であり、年 4 回以上の活動を実施。（原則、同一の公園において複数の里親が活動することはできません。）

補 助 金 活動する公園・緑地の面積× 1 ㎡当り 40 円を補助金として交付します。（下限額 50,000 円、上限額 200,000 円）

使 い 道 作業用消耗品、飲み物代、草刈機等の燃料代等

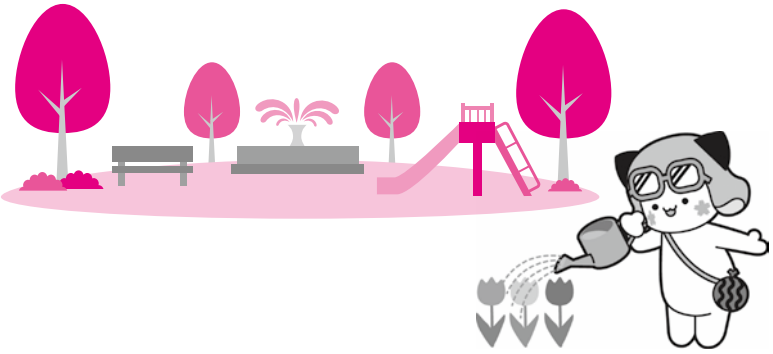

検索

阿見町　公園緑地の里親

募集期間 随時受付

申込方法・問い合わせ先 役場 2 階都市整備課へお問い合わせ願います。

《都市整備課》 029-888-1111（内線 716・754）

toshiseibika@town.ami.lg.jp

阿見町道路里親の募集

道路里親とは？

町道の親代わりとして、清掃・除草等をしていただける人たちのことを言います。

活動内容

- 町道の清掃や除草等の美化活動
- 町道の設備等の点検及び危険箇所等の情報提供

活動要件

- 5人以上の団体
- 年に4回以上の活動

補助金制度

100メートル以上の活動から補助金が交付されます。

主な補助金の使い道

消耗品・飲物・お揃いのキャップやウィンドブレーカー・花の苗　等

100メートル以上300メートル未満	…… 上限1万円／年
300メートル以上500メートル未満	…… 上限2万円／年
500メートル以上1キロメートル未満	…… 上限3万円／年
1キロメートル以上	…… 上限5万円／年

『道路里親』に阿見町はこんな応援をしています。

★補助金の交付
★里親のボランティア保険等の加入
★里親の名称を記載した表示板の作成及び設置
★ゴミや草等の回収

ご応募お待ちしております。

問い合わせ先

阿見町役場　道路課　道路管理係
☎　029-888-1111（内線 245）
Fax　029-887-9560
E-mail　doroka@town.ami.lg.jp

検索
道路の里親　募集

第23回 阿見町音楽祭

令和6年3月3日(日)、本郷ふれあいセンターで第23回阿見町音楽祭が開催されました。
音楽祭には、普段町内の公民館やコミュニティセンターで活動している団体が出演しました。今年は新たに1団体が加わり、コーラスや楽器演奏など計7団体が、日頃の練習の成果を披露しました。
ご来場いただいた皆様には、様々なジャンルの楽曲を楽しんでいただき、改めて音楽のすばらしさが実感できた音楽祭となりました。

1 ウィキウィキ会

2 君原ハーモニカ同好会

3 コールフリューレット

4 オカリーナアミーゴ

5 アコースティックファンバンド

6 阿見ギター同好会

7 女声合唱団コール・アミ

8　交流演奏（出演団体と来場者全員で）

最後の演目の交流演奏では、出演していただいた団体の方々、ご来場いただいた皆様と一緒に、童謡「故郷」を演奏、歌唱いたしました。交流演奏は、新型コロナウィルス感染症の影響で見送っていたため5年ぶりに出演者と来場者が一体となり音楽祭のフィナーレにふさわしい盛り上がりを見せました。

問い合わせ：中央公民館　☎888-2526

予科練平和記念館だより

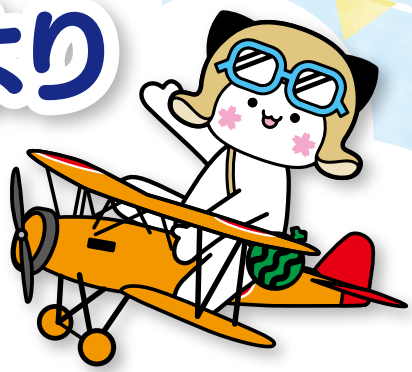

今月は、予科練平和記念館の収蔵品を紹介します。
今回紹介するのは、『乙種飛行予科練習生用「東洋歴史教科書」』です。

『乙種飛行予科練習生用「東洋歴史教科書」』は、乙種飛行予科練習生として入隊した練習生たちが課業の際に使用していた教科書です。

乙種飛行予科練習生は、予科練が始まった昭和5年(1930)からあった種別で、小学校高等科卒業程度の 14 歳半～ 17 歳の少年が試験を受けて入隊し、3 年間(のちに短縮)の予科練教育を受けていました。

実は、彼らが使用していた教科書には、今の教科書にはない特徴があります。

それは、表紙をめくった所にある『命令文』です。

この命令文は、『本書ニ依リ東洋歴史ヲ修得スベシ』と書いてあります。内容は、「この教科書で、東洋歴史の内容を全て覚えなさい」という命令です。

予科練に入隊した少年たちは「軍人」です。軍人は上官からの命令が“絶対”でした。

そのため、予科練習生たちは各教科の内容を全部覚えられるように日々の課業を行っていました。

当館第 2 展示室「訓練」では、予科練に入隊した少年たちの訓練の日々の様子を展示、紹介しています。今月の予科練平和記念館だよりとあわせて、ぜひご覧ください。

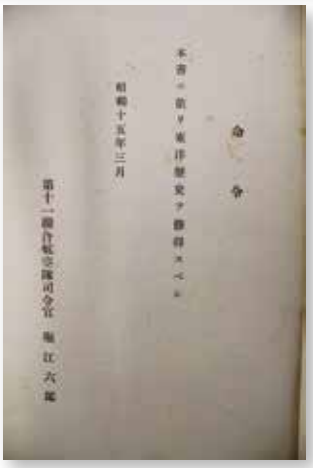

来月は、昭和 20 年（1945）6 月 10 日に阿見町が受けた空襲について紹介します。

第 57 回予科練戦没者慰霊祭開催のお知らせ

5 月 26 日（日）、陸上自衛隊武器学校内雄翔園にて、「第 57 回予科練戦没者慰霊祭」が開催されます（雨天決行）。開場は**午前 9 時 30 分**、開式は**午前 11 時**です。
一般公開されますので、どなたでもご参加いただけます（入場無料。受付に一般見学者である旨をお伝えください）。駐車場は予科練平和記念館裏手の臨時駐車場をご利用ください。
また、5 月 8 日（水）～ 6 月 30 日（日）の期間、陸上自衛隊武器学校内雄翔館では、予科練戦没者慰霊祭記念特別展として、『海底の墓標「戦艦陸奥」』が開催されます。入館は無料です。

学芸員のつぶやき

5 月 26 日(日)は、第 57 回予科練戦没者慰霊祭の開催のため、予科練平和記念館は無料開館となります。
駐車場の混雑が予想されますので、当館表の駐車場が満車の際は、裏手の臨時駐車場をご利用ください。
また、5 月 26 日(日)まで、企画展「甲種第 14 期予科練の諸相」を開催しています。
こちらもぜひご見学ください。

ホームページ：https://www.yokaren-heiwa.jp/
公式 X(Twitter)：twitter.com/yokarenpmm
公式 Facebook：facebook.com/profile.php?id=100052365353925

◆当館の最新の情報は予科練平和記念館ホームページや公式X（Twitter）、Facebook 等でお知らせします。

▲ホームページ
▲公式 X（Twitter）
▲公式 Facebook

お知らせ 第57回予科練戦没者慰霊祭 主催：公益財団法人 海原会

公益財団法人海原会は、下記のとおり予科練戦没者慰霊祭を開催します。
一般公開しますので、是非お出かけください。

①第57回予科練戦没者慰霊祭

日時　5月26日（日）　※雨天決行
▽**開場**：午前9時30分
▽**開式**：午前11時

場所　雄翔園（陸上自衛隊武器学校構内）

入場料　無料　※受付に一般見学者である旨を伝えてご入場ください。

その他　予科練平和記念館臨時駐車場をご利用ください。

②第57回予科練戦没者慰霊祭特別展

日時　5月8日（水）～6月30日（日）

場所　雄翔館　（陸上自衛隊武器学校構内）

内容　『海底の墓標「戦艦陸奥」』
昭和18（1943）年6月8日に主砲火薬庫から謎の爆発を起こして、沈没した軍艦「陸奥」。当時たまたま艦隊艦務実習のために乗艦していた土浦海軍航空隊所属の甲飛予科練11期生124人が艦と運命を共にしました。
特別展では、関連する写真・遺品や艦内新聞など普段は見ることができない貴重な資料を展示します。

問公益財団法人 海原会　☎886-5400

△ホームページ

お知らせ 水道事業に関する「水質検査計画」策定

町では、水道事業に関する「令和6年度水質検査計画」を策定し、ホームページ（下記二次元コード）に掲載しました。
当計画は、水質検査の項目や検査方法等の水質管理基準を定めたものであり、安全・安心な水道水の供給を目的に策定しています。詳細は下記までお問合せください。

問上下水道課（町水道事務所内）☎889-5151
FAX889-5154　E jogesuidoka-ofc@town.ami.lg.jp

お知らせ 4月1日より妊産婦タクシーの利用費助成を始めました！

4月1日より、妊産婦健診や陣痛が起きた際に、医療機関へタクシーで通院する費用を助成する「阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業」が始まりました。
自宅から医療機関へ往復する際に利用したタクシーの運賃を、利用1回につき5,000円を上限として助成を行います（1回の妊娠につき3万円が上限額となります）。
対象者や利用条件などの詳細は町ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。

問健康づくり課（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）☎888-2940

お知らせ 行政書士無料相談会

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しております。おひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

日時　5月19日（日）午後1時30分～4時30分
※ご相談は1組30分程度

場所　実穀ふれあいセンター2階会議室

相談内容　相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

申込方法　平日午前9時～正午
下記に電話で申し込む

問茨城県行政書士会県南支部 担当：池田
☎090-7216-6219

お知らせ こころの健康相談

あなたや家族が抱えている心の悩みについて相談できます。秘密は厳守します。

日時　5月22日（水）午後1時～2時、
午後2時30分～3時30分

場所　総合保健福祉会館「さわやかセンター」

担当　精神保健福祉士・町保健師

申込方法　5月14日（火）までに電話または直接下記に申し込む（予約制）
※匿名での予約、本人・家族以外の人や通院している人の相談は不可

問健康づくり課（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）
☎888-2940

〈広告欄〉

国からの補助金でかしこくリフォーム!!
2つの補助金を活用
浴室・キッチンリフォーム（子育てエコホーム支援事業）＋ LDKの窓リフォーム（先進的窓リノベ2024事業）
プラン例 水栓・食洗器・レンジフード・コンロ・内窓3カ所
補助額 53,000円＋182,000円　合計235,000円
全世帯対象
面倒な申請は一切なし!! 詳しくはお問合せ下さい♪
＼完全無料のお見積のご依頼、ご相談はこちら／
㈱ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4
☎029-888-6119

募 広報あみ等音読 CD リスナー

視覚障がいのある方、高齢・病気等で目の負担をかけずに町のおしらせを知りたい方に、無料で「広報あみ」「しゃきょうだより」「議会だより」を阿見朗読の会がお届けします。試しに聞いてみたい方も歓迎します。

問阿見町社会福祉協議会 阿見朗読の会
☎029-887-0084

募「さわやか将棋大会」参加者

日時　5月12日（日）午前9時～午後4時30分
場所　阿見町中央公民館　2階和室
参加料　1,000円（年会費・大会参加費　※昼食各自）
内容　棋力別　A.B.Cクラスリーグ戦　5番勝負
問阿見棋友会 江口　☎080-4632-2516

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場夜間飛行訓練

期日　5月14日（火）・15日（水）・16日（木）・21日（火）・22日（水）・23日（木）・28日（火）・29日（水）・30日（木）
時間　日没から約3時間以内（各機2時間基準）
問陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課
☎842-1211（3420）

お知らせ 特定健診受診医療機関追加

令和6年度4月号通常版（3月22日発行）10ページに掲載させていただきました特定健診の受診医療機関に加えて、阿見ぎぼクリニックおよび、あみ東クリニックが令和6年4月から追加になりました。

受診できる医療機関は以下のとおりです。（町内で実施している医療機関）

医療機関	住所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
なるしま内科医院	本郷1-22-1	869-4820
脳と心のクリニック	南平台1-32-1	819-4047
阿見ぎぼクリニック	鈴木4-170	888-8800
あみ東クリニック	吉原2672-10	889-8870

受診可能期間　令和6年4月1日～令和7年3月31日
問国保年金課 国保係　☎888-1111

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり
住まいのことなら 美都住建へ
【注文住宅】長期優良住宅 高耐震住宅
～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使おう ○手摺取付、バリアフリー
～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家
●新築住宅に関する事は 美都住建 検索
建築業知事免許（般-04）第22375号
㈱美都住建
【本社】阿見町実穀1283-10 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら
住まいのことなら LIXILリフォームショップ
茨城県知事免許（6）第5548号
有限会社 美ミ都ッ和ワ
<住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など
<不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理
【本店】牛久市南4丁目45-45 TEL.029-874-2118
【阿見店】阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200

お気軽にご相談ください！！
相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
＊全国の不動産に対応・遺言書・相談放棄・成年後見
阿見町役場 阿見小学校 阿見中学校 郵便局 コンビニ JA
あみ司法書士事務所（神林ビル2階）
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室　あみ司法書士事務所
（簡裁訴訟代理等関係業務認定）司法書士　塙一樹
TEL　029－804－0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日　午前9：00～午後6：00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

広報あみに広告を掲載しませんか？
広告募集中
町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ　商工観光課 ☎888-1111（372）

定例相談

行政相談
日　　時　5月9日(木)　午前10時～午後3時
場　　所　役場3階302会議室
問い合わせ　総務課☎ 888-1111

子育て相談
電話・来所相談　月～金曜日　午前9時～午後4時
場　　所　中郷保育所内
訪問相談　随時受付
問い合わせ　地域子育て支援センター☎ 891-2772

教育相談
日　　時　月～金曜日　午前9時～午後5時
場　　所　図書館となり
問い合わせ　教育相談センター（やすらぎの園）☎ 888-1225

心配ごと相談
日　　時　水曜日　午後1時～4時
弁護士相談　月1回午後1時～3時30分　※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場　　所　総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ　町社会福祉協議会☎ 887-0084

高齢者総合相談
日　　時　月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分
場　　所　町社会福祉協議会内
問い合わせ　町地域包括支援センター☎ 887-8124

消費者相談
日　　時　月～金曜日　午前9時～正午、午後1時～4時
場　　所　役場3階町消費生活センター
問い合わせ　町消費生活センター☎ 888-1871

交通事故相談
期　　日　月・水～金曜日（火曜日は閉庁）
時　　間　午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談　第3水曜日　午後1時～4時　※要予約
場　　所　県土浦合同庁舎
問い合わせ　県南地方交通事故相談所☎ 823-1123

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	実穀ふれあいセンター ☎ 886-5225
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	吉原交流センター ☎ 889-0277
上下水道課 ☎ 889-5151	図書館 ☎ 887-6331
町民活動センター ☎ 888-2051	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
町男女共同参画センター ☎ 896-3181	総合運動公園 ☎ 889-2788
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	教育相談センター ☎ 888-1225
消費生活センター ☎ 888-1871	阿見消防署 ☎ 887-0119
学校教育課 ☎ 888-0220	火災情報案内 ☎ 0297-64-0119
中央公民館 ☎ 888-2526	町民ダイヤル ☎ 887-6600
君原公民館 ☎ 889-1363	牛久警察署 ☎ 871-0110
かすみ公民館 ☎ 888-8111	牛久警察署　阿見地区交番 ☎ 888-0110

広報あみ配布施設

▼**公共施設**
▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼**その他の施設**
▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
（土・日・祝日・年末年始を除く）
※休日開庁あり（『広報あみ』お知らせ版参照）

5月・6月の納税

5月
軽自動車税（全期）
納期限 5月31日(金)

6月
町・県民税（第1期）
納期限　7月1日(月)

救急車出動状況：3月

阿見消防署管内調べ　（前月比）

出場件数 212件（－19）

急　　病	134件	（－26）
交通事故	18件	（＋0）
一般負傷	29件	（＋0）
そ の 他	31件	（＋7）

救急車の適正な利用をお願いします

広報あみ
2024 No.758 5
発行・編集 阿見町 広報戦略室
〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
☎ 029-888-1111（代表）
FAX 029-887-9560

広報あみはホームページでもご覧いただけます。
広報あみ 検索